

……教職員互助会ってなあに？……

教職員互助会とは……

◇設立年月日

昭和39年4月1日任意団体として設立された青森県教職員互助会を発展的に改組し昭和61年11月1日に財団法人として設立され、平成25年4月1日には一般財団法人へ移行しました。

◇設立目的

教職員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、青森県民の教育・文化の活動を支援することにより、青森県の教育・文化の振興発展に寄与することです。

◇加入資格

- ① 公立学校共済組合青森支部に加入する組合員である教職員及び教育関係職員
(ただし、任意継続組合員を除く。)
- ② 一般財団法人青森県教職員互助会の事務局職員
- ③ 理事会が承認した者

◇会の運営

執行機関として教育関係者11名で組織する理事会(理事長は県教育長)と、議決機関として教育関係者11名で組織する評議員会を設置しており、ほかに監事2名を置いています。また、日常の業務は、県教育庁職員福利課内で行っています。

◇事業費

会員の掛金(毎月給料の7/1000)で運営しています。